



三重県公報

平成30年3月26日（月）

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
------	-------	------	-----

公 告

平成29年度三重県一般会計補正予算等の公表

(財 政 課) 1

公 告

平成 29 年度三重県一般会計補正予算等が平成 30 年 3 月 22 日成立しましたので、次のとおり公表します。

平成 30 年 3 月 26 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

平成29年度三重県一般会計補正予算（第9号）

平成29年度三重県一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,072,135千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ733,844,185千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
7 分担金及び負担金		1,964,584千円	330千円	1,964,914千円
	2 負担金	1,629,703	330	1,630,033
9 国庫支出金		84,512,744	156,132	84,668,876
	1 国庫負担金	50,461,555	156,132	50,617,687
12 繰入金		17,077,793	915,673	17,993,466
	2 基金繰入金	16,860,559	915,673	17,776,232
歳入合計		732,772,050	1,072,135	733,844,185

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,482,129千円	1,891千円	1,484,020千円
	1 議 会 費	1,482,129	1,891	1,484,020
2 総 務 費		39,966,796	55,558	40,022,354
	1 総 務 管 理 費	9,226,196	9,294	9,235,490
	2 企 画 費	1,190,308	3,996	1,194,304
	3 統 計 調 査 費	398,775	1,436	400,211
	4 徴 税 費	7,983,345	10,903	7,994,248
	5 生 活 文 化 費	4,069,453	6,206	4,075,659
	6 地 域 振 興 費	7,706,653	18,300	7,724,953
	7 選 挙 費	1,079,538	210	1,079,748
	8 防 災 費	1,963,650	3,404	1,967,054
	9 人 事 委 員 会 費	117,896	603	118,499
	10 監 査 委 員 費	239,042	1,206	240,248

3 民 生 費		105,910,203	16,059	105,926,262
	1 社 会 福 祉 費	83,733,553	16,059	83,749,612
4 衛 生 費		31,099,633	31,700	31,131,333
	1 公 衆 衛 生 費	12,675,214	25,821	12,701,035
	5 病 院 費	4,766,930	385	4,767,315
	6 環 境 保 全 費	7,518,167	5,494	7,523,661
5 労 働 費		2,326,174	3,147	2,329,321
	1 労 政 費	1,521,090	953	1,522,043
	2 職 業 訓 練 費	704,916	1,729	706,645
	3 労 働 委 員 会 費	100,168	465	100,633
6 農 林 水 産 業 費		33,212,550	45,831	33,258,381
	1 農 業 費	10,709,960	45,831	10,755,791
7 商 工 費		10,747,723	10,799	10,758,522
	1 商 工 業 費	10,747,723	10,799	10,758,522
8 土 木 費		78,385,453	46,220	78,431,673

	1 土 木 管 理 費	18,438,038	40,258	18,478,296
	2 道 路 橋 り よ う 費	35,975,835	5,139	35,980,974
	3 河 川 海 岸 費	15,085,337	823	15,086,160
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	38,348,800	145,775	38,494,575
		35,404,458	145,775	35,550,233
10 教 育 費		169,252,982	715,155	169,968,137
	1 教 育 総 務 費	25,150,782	14,073	25,164,855
	2 小 学 校 費	55,433,887	309,401	55,743,288
	3 中 学 校 費	31,287,610	170,350	31,457,960
	4 高 等 学 校 費	34,728,410	164,573	34,892,983
	5 特 別 支 援 学 校 費	12,903,367	56,758	12,960,125
歳 出 合 計		732,772,050	1,072,135	733,844,185

平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）

- 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計（第3号）は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,227千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,706,379千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 956,284	千円 7,227	千円 963,511
	1 一般会計繰入金	956,284	7,227	963,511
歳 入 合 計		1,699,152	7,227	1,706,379

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 子ども心身発達医療センター費		千円 1,699,152	千円 7,227	千円 1,706,379
	1 子ども心身発達医療センター費	1,699,152	7,227	1,706,379
歳 出 合 計		1,699,152	7,227	1,706,379

平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ104千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15,357,250千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 6,982,354	千円 104	千円 6,982,458
	1 負担金	6,982,354	104	6,982,458
歳 入	合 計	15,357,146	104	15,357,250

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 流域下水道事業費		千円 15,357,146	千円 104	千円 15,357,250
	1 流域下水道事業費	15,357,146	104	15,357,250
歳 出	合 計	15,357,146	104	15,357,250

平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 （収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度三重県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 水 道 事 業 費 用	9,190,649 千円	4,769 千円	9,195,418 千円
第1項 営 業 費 用	8,498,876 千円	4,769 千円	8,503,645 千円
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費) 第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	965,031 千円	4,769 千円	969,800 千円

平成 29 年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総 則)

第 1 条 平成 29 年度三重県工業用水道事業会計補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第 2 条 平成 29 年度三重県工業用水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 2 条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
北伊勢工業用水道改良事業費	3,710,918 千円	304 千円	3,711,222 千円
(収益的収入及び支出)			
第 3 条 予算第 3 条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			
出			
第 1 款 工業用水道事業費用	5,626,807 千円	2,839 千円	5,629,646 千円
第 1 項 営業費用	5,316,119 千円	2,839 千円	5,318,958 千円
(資本的収入及び支出)			
第 4 条 予算第 4 条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,561,999 千円」を「3,562,303 千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 302,022 千円及び前年度分損益勘定留保資金 3,259,977 千円で補てんする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 302,022 千円及び前年度分損益勘定留保資金 3,260,281 千円で補てんする。」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支			
出			
第 1 款 資本的支出	6,578,163 千円	304 千円	6,578,467 千円
第 1 項 建設改良費	4,472,757 千円	304 千円	4,473,061 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第5条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(科 目)

(1) 職 員 給 与 費

(既決予定額) 630,114 千円

(補正予定額) 3,143 千円

(計) 633,257 千円

平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成29年度三重県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	支 出		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 電 気 事 業 費 用	2,337,639千円	973千円	2,338,612千円
第1項 営 業 費 用	2,309,773千円	973千円	2,310,746千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）			
第3条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。			
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	184,169千円	973千円	185,142千円

平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成29年度三重県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科 目)		(補正予定額)		(計)
	収 入	支 出	(既決予定額)	(補正予定額)	
第1款 病院事業収益	5,413,950千円		385千円	5,414,335千円	
第2項 医療業外収益	2,486,018千円		385千円	2,486,403千円	
第1款 病院事業費用	5,315,838千円	13,040千円		5,328,878千円	
第1項 医療業費用	5,126,211千円	13,040千円		5,139,251千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第3条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費	(科 目)		(補正予定額)		(計)
	(既決予定額)	(補正予定額)	13,040千円	2,802,649千円	
	2,789,609千円				

平成30年度三重県一般会計予算

平成30年度三重県一般会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ696,808,893千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500億円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 県	税	247,292,000 千円
1 県	民 税	79,680,000
2 事	業 税	57,645,000
3 地	方 消 費 税	49,818,000
4 不	動 産 取 得 税	4,177,000
5 県	た ば こ 税	1,944,000
6 ゴ	ル フ 場 利 用 税	1,680,000
7 自	動 車 税	27,223,000
8 鉦	区 税	3,000
10 自	動 車 取 得 税	3,362,000
11 軽	油 引 取 税	21,304,000
12 狩	猟 税	22,000

13	産 業 廃 棄 物 税	434,000
2	地 方 消 費 税 清 算 金	65,553,000
1	地 方 消 費 税 清 算 金	65,553,000
3	地 方 譲 与 税	31,745,000
2	石 油 ガ ス 譲 与 税	136,000
3	地 方 法 人 特 別 譲 与 税	28,772,000
4	地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,837,000
4	地 方 特 例 交 付 金	950,000
1	地 方 特 例 交 付 金	950,000
5	地 方 交 付 税	139,350,000
1	地 方 交 付 税	139,350,000
6	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	477,000
1	交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	477,000
7	分 担 金 及 び 負 担 金	1,500,074
1	分 担 金	112,308

	2 負 担 金	1, 387, 766
8 使 用 料 及 び 手 数 料		9, 314, 693
	1 使 用 料	6, 261, 962
9 国 庫 支 出 金	2 手 数 料	3, 052, 731
		71, 265, 072
10 財 産 収 入	1 国 庫 負 担 金	45, 421, 880
	2 国 庫 補 助 金	24, 821, 706
	3 委 託 金	1, 021, 486
11 寄 附 金		1, 146, 408
	1 財 産 運 用 収 入	543, 820
12 繰 入 金	2 財 産 売 払 収 入	602, 588
	1 寄 附 金	23, 663
		23, 663
	1 特 別 会 計 繰 入 金	10, 691, 830
		216, 700

	2 基 金 繰 入 金	10,475,130
14 諸 収 入		17,894,153
	1 延滞金、加算金及び過料等	404,220
	2 県 預 金 利 子	15,538
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	590,000
	4 貸 付 金 元 利 収 入	8,077,914
	5 受 託 事 業 収 入	2,415,714
	6 収 益 事 業 収 入	4,407,325
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	100
	8 雑 入	1,983,342
15 県 債		99,606,000
	1 県 債	99,606,000
歳 入 合 計		696,808,893

歳 出

款	項	額
1 議 会 費		1,506,337 千円
	1 議 会 費	1,506,337
2 総 務 費		35,939,723
	1 総 務 管 理 費	9,480,885
	2 企 画 費	1,114,826
	3 統 計 調 査 費	487,356
	4 徴 税 費	8,024,417
	5 生 活 文 化 費	4,095,306
	6 地 域 振 興 費	7,903,281
	7 選 挙 費	471,679
	8 防 災 費	1,751,612
	9 人 事 委 員 会 費	116,610
10 監 査 委 員 費	233,725	

	12	ス ポ ー ツ 推 進 費	2, 260, 026
3 民 生 費			102, 923, 383
	1	社 会 福 祉 社 費	81, 244, 273
	2	児 童 福 祉 社 費	18, 940, 229
	3	生 活 保 護 費	2, 717, 863
	4	災 害 救 助 費	21, 018
4 衛 生 費			27, 480, 923
	1	公 衆 衛 生 社 費	12, 326, 261
	2	環 境 衛 生 社 費	109, 518
	3	保 健 所 費	63, 735
	4	医 薬 費	4, 929, 151
	5	病 院 費	4, 615, 510
	6	環 境 保 全 費	5, 436, 748
5 労 働 費			2, 265, 262
	1	労 政 費	1, 386, 617

	2 職 業 訓 練 費	781, 139
	3 労 働 委 員 会 費	97, 506
6 農 林 水 産 業 費	1 農 業 費	28, 545, 855
	2 畜 産 業 費	10, 303, 234
	3 農 地 費	426, 807
	4 林 業 費	7, 137, 973
	5 水 産 業 費	7, 194, 716
7 商 工 費		3, 483, 125
		11, 955, 013
8 土 木 費	1 商 工 業 費	11, 955, 013
		67, 829, 199
	1 土 木 管 理 費	19, 209, 033
	2 道 路 橋 り よ う 費	28, 752, 627
	3 河 川 海 岸 費	11, 474, 183
	4 港 湾 費	2, 913, 743

5	都 市 計 画 費	4,486,957
6	住 宅 費	992,656
9	警 察 費	37,029,916
1	警 察 管 理 費	34,427,606
2	警 察 活 動 費	2,602,310
10	教 育 費	168,146,790
1	教 育 総 務 費	24,711,293
2	小 学 校 費	54,961,233
3	中 学 校 費	30,871,221
4	高 等 学 校 費	34,917,876
5	特 別 支 援 学 校 費	12,198,182
6	社 会 教 育 費	486,809
7	保 健 体 育 費	1,040,737
8	私 学 振 興 費	6,964,249
9	私 立 幼 稚 園 費	1,995,190

11	災 害 復 旧 費		10,570,703
	1	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,370,703
	2	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	8,200,000
12	公 債 費		114,597,228
	1	公 債 費	114,597,228
13	諸 支 出 金		87,968,561
	1	地 方 消 費 税 清 算 金	48,866,717
	2	利 子 割 交 付 金	617,165
	3	配 当 割 交 付 金	1,321,965
	4	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	620,182
	5	地 方 消 費 税 交 付 金	33,127,689
	6	ゴ ー ル フ ー ヲ 場 利 用 税 交 付 金	1,177,035
	7	自 動 車 取 得 税 交 付 金	2,237,708
	8	利 子 割 精 算 金	100
14	予 備 費		50,000

	1 予 備 費	50,000
備 出 合 計		696,808,893

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業に係る助成金	平成30年度～債務完了の年度		20,000 千円
広報紙版下制作等業務委託に係る契約	平成31年度		9,027
広報紙印刷業務委託に係る契約	平成31年度		32,826
行政事務用機器賃借に係る契約	平成31年度～平成37年度		91,545
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成31年度～平成35年度		41,183
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成30年度～平成33年度		1,116,894
総務事務課労働者派遣業務委託に係る契約	平成31年度		9,384
予算編成支援システムにおけるサーバ機器類調達及び保守に係る契約	平成31年度～平成36年度		48,227
自動車取得税の廃止及び自動車税環境性能割創設に伴う総合税システム整備に係る契約	平成31年度		82,333
OSS共同利用化システムの運用に伴う総合税システム整備に係る契約	平成31年度		27,496
クレジットカード指定代理納付業務委託に係る契約	平成31年度～平成32年度		2
本庁舎特別高圧変電設備改修工事に係る契約	平成30年度～平成32年度		548,540
津庁舎変電設備及び非常用発電設備改修工事に係る契約	平成30年度～平成31年度		389,891

職員研修実施運営業務委託に係る契約	平成30年度～平成31年度	23,079
免許管理システム再構築・運用保守業務委託に係る契約	平成31年度～平成35年度	7,754
回復期病床転換事業補助金	平成30年度～平成33年度	150,844
病院内保育所施設整備費補助金	平成30年度～平成33年度	7,340
看護師勤務環境改善施設整備費補助金	平成30年度～平成31年度	4,522
と畜検査情報処理システム保守点検業務委託に係る契約	平成31年度	255
援護システムハードウェア機器賃借に係る契約	平成31年度	316
生活保護システム保守運用管理業務委託に係る契約	平成30年度～平成35年度	11,969
生活保護システムサーバーハウジングに係る契約	平成31年度～平成35年度	11,965
総合博物館「第23回企画展」展示ディスプレイ、パネル等製作業務委託に係る契約	平成31年度	2,000
総合博物館「第23回企画展」資料の輸送・展示作業業務委託に係る契約	平成31年度	2,530
総合文化センター特別高圧受変電設備改修工事設計業務委託に係る契約	平成31年度	19,133
地域庁舎電気自動車充電器設置に係る賃貸借契約	平成31年度～平成35年度	28,038
環境総合監視システムウェブサイトをセキュリティ電子証明書更新に係る契約	平成30年度～平成33年度	440
四日市市大矢知町・平津町地内において不適正処理された産業廃棄物に対する行政代執行に係る契約	平成31年度～平成32年度	1,130,000

木曾岬干拓地排水機場維持管理修繕工事に係る契約	平成31年度	73,728
職員ポータル・所属イントラシステム運用保守業務委託に係る契約	平成31年度	1,438
三重県共通機能基盤（統合サーバ等）再構築及び運用保守業務委託に係る契約	平成31年度～平成37年度	661,901
中小システム統合サーバ追加環境運用保守業務委託に係る契約	平成31年度	3,407
ファイアウォール接続スイッチ等運用保守業務委託に係る契約	平成31年度	2,733
インターネットメールシステム再構築及び運用保守業務委託に係る契約	平成31年度～平成35年度	40,806
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の機器保守委託に係る契約	平成31年度	539
住民基本台帳ネットワークシステムにおける業務端末等の機器保守委託に係る契約	平成31年度	554
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等の運用管理支援委託に係る契約	平成31年度	11,043
住民基本台帳ネットワークシステムにおける代表端末等のハウジングに係る契約	平成31年度	784
選挙速報用新聞協会フォーマット変換システム作成・保守に係る契約	平成30年度～平成31年度	800
投票速報パソコンリース等に係る契約	平成30年度～平成31年度	500
期日前投票・当日投票票集計用FAXリース等に係る契約	平成30年度～平成31年度	800
県議会議員選挙における障がい者向け選挙公報の購入等に係る契約	平成30年度～平成31年度	8,130
知事選挙の啓発等に係る契約	平成30年度～平成31年度	7,364

県議会議員選挙の啓発に係る契約	平成30年度～平成31年度	1,500
三重交通G スポーツの杜 鈴鹿の指定管理に係る協定	平成30年度～平成35年度	1,565,649
三重交通G スポーツの杜 伊勢の指定管理に係る協定	平成30年度～平成35年度	331,200
三重県営松阪野球場の指定管理に係る協定	平成30年度～平成35年度	105,000
三重県営ライフル射撃場の指定管理に係る協定	平成30年度～平成35年度	2,010
農業経営近代化資金利子補給契約	平成31年度～平成50年度	融資総額1,200,000千円を限度として年利率1.30%以内で利子補給する。
天災融資法に係る資金利子補給契約	平成31年度～平成37年度	融資総額40,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
天災融資法に係る損失補償契約	平成31年度～平成37年度	融資総額40,000千円を限度として融資機関が被る損失の50%を限度として損失補償する。
農業経営改善促進資金利子補給契約	平成31年度	融資総額400,000千円を限度として年利率4.0%以内で利子補給する。
農業者の経営支援に係る農林漁業セーフティネット資金利子助成契約	平成31年度～平成36年度	融資総額100,000千円を限度として貸付当初5年間に限り年利率0.5%以内で利子助成する。
公益財団法人三重県農林水産支援センターが公益社団法人全国農地保有合理化協会から借り入れる担い手支援資金に係る損失補償契約	平成30年度～平成36年度	71,234
県営かんがい排水事業（宮川4工区地区）に係る契約	平成31年度	外に約定に基づき延滞金及び違約金相当額 210,000
基幹土地改良施設防災機能拡充保全事業（長島中部地区）に係る契約	平成31年度	258,300
県営ため池等整備事業（三雲用水地区可動堰改修工事）に係る契約	平成31年度	184,800
県営ため池等整備事業（三雲用水地区土砂吐ゲート製作据付工事）に係る契約	平成31年度	99,750

漁業近代化資金利子補給契約	平成31年度～平成53年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営維持安定資金利子補給契約	平成31年度～平成48年度	融資総額10,000千円を限度として年利率2.0%以内で利子補給する。
漁業経営改善促進資金利子補給契約	平成31年度	融資総額20,000千円を限度として年利率3.0%以内で利子補給する。
三重県中小企業融資制度利子補給補助金	平成31年度～平成46年度	融資総額11,100,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子補給する。
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	平成31年度～平成42年度	融資総額400,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%を限度として損失補償する。
三重県中小企業融資制度損失補償補助金	平成31年度～平成47年度	融資総額500,000千円を限度として信用保証協会が代位弁済によって被る損失の50%を限度として損失補償する。
県・市町連携型融資制度補助金	平成31年度	融資総額1,000,000千円を限度として年利率0.5%以内で利子または保証料を補助する。
障がい者委託訓練業務委託に係る契約	平成31年度	1,944
離職者等再就職訓練業務委託に係る契約	平成31年度～平成32年度	107,816
マザー工場型拠点立地補助金	平成31年度～平成32年度	70,000
マザー工場型拠点立地補助金	平成31年度～平成36年度	450,000
マザー工場型拠点立地補助金	平成31年度～平成36年度	450,000
成長産業立地補助金	平成31年度～平成36年度	262,844

成長産業立地補助金	平成31年度～平成34年度	200,000
成長産業立地補助金	平成31年度～平成36年度	386,780
成長産業立地補助金	平成31年度～平成33年度	167,000
成長産業立地補助金	平成31年度～平成33年度	90,000
成長産業立地補助金	平成31年度～平成34年度	112,300
成長産業立地補助金	平成31年度～平成36年度	450,000
成長産業立地補助金	平成31年度～平成36年度	450,000
研究開発施設等立地補助金	平成31年度～平成32年度	70,000
研究開発施設等立地補助金	平成31年度～平成36年度	450,000
外資系企業アジア拠点立地補助金	平成31年度～平成36年度	450,000
外資系企業アジア拠点立地補助金	平成31年度～平成36年度	75,000
地域資源活用型産業等立地補助金	平成31年度～平成35年度	62,832
三重県営サンアリーナにおけるLED照明のリースに係る契約	平成30年度～債務完了の年度	用地取得費5,500,000千円と事務費及び利子に相当する額
三重県土地開発公社が公共用地を先行取得のため借り入れる事業資金に対する債務保証契約	平成30年度～債務完了の年度	1,000,000
三重県公共事業情報統合データベースの移行改修・運用保守に係る契約	平成31年度～平成36年度	52,100

三重県公共事業情報統合データベースの機器調達・保守管理に係る契約	平成31年度～平成36年度	9,000
三重県公共事業情報統合データベースのデータセンター使用に係る契約	平成31年度～平成36年度	16,800
高速道路関連施設整備対策事業に係る契約	平成31年度	100,000
道路事業（国道365号ほか122路線）に係る契約	平成31年度～平成33年度	13,901,100
公共土木施設（道路）維持管理事業（道路情報提供装置等保守点検）に係る契約	平成31年度	115,100
公共土木施設（流域分野）維持管理事業（維持修繕等）に係る契約	平成31年度	107,000
河川事業（鍋田川ほか40河川）に係る契約	平成31年度	1,680,000
治水ダム建設事業（鳥羽河内ダム）に係る契約	平成31年度	584,000
砂防事業（小滝川ほか58河川・地区）に係る契約	平成31年度	1,985,000
港湾・海岸事業（的矢港海岸ほか15港湾・海岸）に係る契約	平成31年度	1,400,000
街路事業（松阪公園大口線ほか3路線）に係る契約	平成31年度	320,000
都市公園事業（熊野灘臨海公園）に係る契約	平成31年度	60,000
三重県営住宅及び三重県特定公共賃貸住宅の指定管理に係る協定	平成30年度～平成35年度	3,026,605
遺失物管理システム機器賃借に係る契約	平成31年度～平成36年度	60,774
情報管理対策機器賃借（情報化基盤運営）に係る契約	平成31年度～平成36年度	145,011

情報管理対策機器賃貸借（インターネットシステム運営）に係る契約	平成31年度～平成36年度	53,345
警察官採用募集広告に係る契約	平成31年度	735
採用試験問題作成等委託に係る契約	平成31年度	1,066
術科訓練用機器賃借に係る契約	平成31年度～平成35年度	3,292
PSD外部Webサーバ機器賃借に係る契約	平成31年度～平成35年度	5,790
宿直用寝具賃借に係る契約	平成31年度～平成33年度	10,039
留置施設用寝具賃借に係る契約	平成31年度～平成33年度	5,669
捜査支援装置賃借に係る契約	平成31年度～平成35年度	5,066
カラー写真自動印画機賃借に係る契約	平成31年度	57
自動車保管場所証明電子化システム機器賃借に係る契約	平成31年度～平成37年度	278,311
交通事故捜査機器賃借に係る契約	平成31年度～平成34年度	23,044
運転免許試験実施車両賃借に係る契約	平成31年度	1,234
運転免許試験実施用機器賃借に係る契約	平成31年度～平成37年度	4,436
運転免許証交付等事務用機器賃借に係る契約	平成31年度～平成37年度	56,491
運転適性検査実施用機器賃借に係る契約	平成31年度～平成37年度	19,871

更新時講習実施用機器賃借に係る契約	平成31年度～平成37年度	10,489
停止処分者講習実施用機器保守業務委託に係る契約	平成31年度	16
警察職員住宅修繕事業（四日市地区）	平成31年度～平成44年度	212,813
県立学校緊急地震速報端末機賃借に係る契約	平成31年度～平成35年度	25,137
高等学校等修学奨学金返還金口座振替収納に関する事務処理委託に係る契約	平成31年度～平成32年度	2,459
高等学校等修学奨学金未収債権回収委託に係る契約	平成30年度～平成33年度	10,175
高等学校等就学支援金	平成31年度	586,127
学び直し支援金	平成31年度	160
学校納付金口座振替収納に関する事務処理委託に係る契約	平成31年度～平成32年度	20,876
教職員人事管理システム保守委託に係る契約	平成31年度	3,357
教職員人事管理システム保守S Eサポート業務委託に係る契約	平成31年度	1,863
県立学校における情報教育用パソコンのリースに係る契約	平成31年度～平成35年度	168,188
上野高等学校明治校舎改修工事の設計委託に係る契約	平成31年度	27,250
ネットD E研修システム用機器等のリースに係る契約	平成31年度～平成36年度	79,295
財務会計システムにおけるサーバ機器類調達及び保守に係る契約	平成31年度～平成36年度	105,651

県議会本会議反訳業務に係る契約	平成31年度	402
県議会委員会反訳業務に係る契約	平成31年度	1,368
「みえ県議会だより」印刷業務委託に係る契約	平成31年度	15,646
「みえ県議会だより」版下制作業務委託に係る契約	平成31年度	762

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
自動車管理事業運営費	千円 9,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格は額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
人事管理事務費	116,000	"	"	"
職員健康管理運営費	2,000	"	"	"
総務事務費	17,000	"	"	"
予算調整事務費	117,000	"	"	"
県庁舎等維持修繕費	727,000	"	"	"
財務会計管理費	259,000	"	"	"
電算管理費	131,000	"	"	"
隣保館整備費補助金	11,000	"	"	"

総合文化センター舞台関連 主設備計画修繕等事業費	72,000	"	"	"
総合文化センター施設保全 事業費	133,000	"	"	"
美術館管理運営費	20,000	"	"	"
木曽岬干拓地整備事業費	764,000	"	"	"
伊勢志摩であい交流スクエア 整備事業費	128,000	"	"	"
I T投資の効率化事業費	25,000	"	"	"
情報ネットワーク維持管理費	87,000	"	"	"
電子県庁総合システム 運用管理費	184,000	"	"	"
防災行政無線整備事業費	87,000	"	"	"
防災へりコンピューター運航管理費	57,000	"	"	"
学校運営管理費	28,000	"	"	"
気象情報収集事業費	60,000	"	"	"
国民保護対策費	4,000	"	"	"
DONETを活用した津波予測・ 伝達システム等展開事業費	24,000	"	"	"
第76回国民体育大会 開催準備事業費	264,000	"	"	"

競技力向上対策事業費	3,000	"	"	"
三重交通Gスポーツ事業費	96,000	"	"	"
三重交通Gスポーツ事業費	82,000	"	"	"
県営松阪野球場事業費	9,000	"	"	"
広域的拠点スポーツ施設整備補助金	50,000	"	"	"
鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	89,000	"	"	"
地域交通体系整備基金積立金	66,000	"	"	"
地域公共交通促進事業費	4,000	"	"	"
三重県子ども心身発達医療センター整備事業費	908,000	"	"	"
障がい者の地域移行受け皿整備事業費	56,000	"	"	"
介護サービス基盤整備補助金	219,000	"	"	"
放課後児童対策事業費補助金	36,000	"	"	"
次世代育成支援特別保育推進事業補助金	12,000	"	"	"
家庭的養護推進事業費	10,000	"	"	"
生活保護システム事業費	45,000	"	"	"

保健衛生情報システム整備費	300	〃	〃	〃
栄養施行事務費	3,000	〃	〃	〃
衛生試験研究管理費	20,000	〃	〃	〃
食の安全総合監視指導事業費	2,000	〃	〃	〃
食品関係免許事務費	2,700	〃	〃	〃
薬物乱用防止対策事業費	3,000	〃	〃	〃
環境修復事業費	1,586,000	〃	〃	〃
大気テレメータ維持管理費	89,000	〃	〃	〃
水道事業会計支出金	1,000	〃	〃	〃
環境試験研究管理費	8,000	〃	〃	〃
土地改良費	343,000	〃	〃	〃
農地防災事業費	353,000	〃	〃	〃
中山間振興費	171,000	〃	〃	〃
農村振興費	115,000	〃	〃	〃
国営等推進費	848,000	〃	〃	〃

みえ森林・林業アカデミー 設置・運営事業費	2,000	"	"	"
林道費	149,000	"	"	"
治山費	2,244,000	"	"	"
自然公園ナショナルパーク化 促進事業費	37,000	"	"	"
漁業取締船整備費	113,000	"	"	"
漁業監督費	2,000	"	"	"
水産基盤整備費	819,000	"	"	"
県営サンアリーナ環境整備費	54,000	"	"	"
公共事業関係システム事業費	33,000	"	"	"
公共土木施設維持費	7,036,000	"	"	"
道路橋りよう総務費	126,000	"	"	"
道路橋りよう保全費	1,877,000	"	"	"
道路橋りよう新設改良費	17,755,000	"	"	"
河川総務費	5,000	"	"	"
河川改良費	4,201,000	"	"	"

砂防費	1,410,000	"	"	"
海岸保全費	960,000	"	"	"
港湾建設費	774,000	"	"	"
土地区画整理費	7,000	"	"	"
街路事業費	319,000	"	"	"
公園費	180,000	"	"	"
住宅建設費	106,000	"	"	"
県単警察施設整備費	883,000	"	"	"
交通安全施設整備費	596,000	"	"	"
電算システム管理費	33,000	"	"	"
専攻科整備事業費	76,000	"	"	"
総合教育センター管理運営費	47,000	"	"	"
実習船運営費	19,000	"	"	"
高等学校建設費	1,073,000	"	"	"
特別支援学校スクールバス整備事業費	36,000	"	"	"

特別支援学校建設費	171,000	"	"	"	"
熊野少年自然の家費	29,000	"	"	"	"
林野災害復旧費	63,000	"	"	"	"
漁港災害復旧費	93,000	"	"	"	"
海岸災害復旧費	44,000	"	"	"	"
平成28年災害土木復旧費	6,000	"	"	"	"
平成29年災害土木復旧費	3,202,000	"	"	"	"
平成30年災害土木復旧費	1,675,000	"	"	"	"
臨時財政対策債	41,508,000	"	"	"	"
退職手当債	3,287,000	"	"	"	"
計	99,606,000				

平成30年度三重県債管理特別会計予算

平成30年度三重県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,492,360千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 114,438,616
	1 一 般 会 計 繰 入 金	114,314,872
2 財 産 収 入	2 基 金 繰 入 金	123,744
		423,744

3 県	債	1 財 産 運 用 収 入	123,744
		2 財 産 売 払 収 入	300,000
			59,630,000
1 県	債		59,630,000
歳 入 合 計			174,492,360

歳 出

1 公	債 費	項 目	金 額
			千円
			174,492,360
1 公	債 費		174,492,360
歳 出 合 計			174,492,360

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
地方債証券の共同発行によって生ずる連帯債務(平成30年度発行分)	平成30年度～平成40年度	共同発行団体による共同発行の総額1,207,000,000千円から三重県の調達額を除いた額及びこれに対する利子相当額

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	千円 59,630,000	普通貸借又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む)。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるとする。
計	59,630,000			

平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算

平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,559,097千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 諸 収 入		千円
		1,191,097
2 県 債	1 貸 付 金 元 利 収 入	1,191,097
		368,000
	1 県 債	368,000
歳 入	合 計	1,559,097

歳 出

款	項	金 額
1 総合医療センター資金貸付費		千円 1,559,097
	1 総合医療センター資金貸付費	1,559,097
歳 出 合 計		1,559,097

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院設備整備事業	千円 368,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	368,000			

平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計予算

平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ161,316,831千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 48,904,946
	1 負 担 金	48,904,946
2 国 庫 支 出 金		42,457,973
	1 国 庫 負 担 金	31,349,906
	2 国 庫 補 助 金	11,108,067
3 財 産 収 入		589
	1 財 産 運 用 収 入	589
4 繰 入 金		10,549,156

6 諸 収 入	1 一 般 会 計 繰 入 金	10,318,126
	2 基 金 繰 入 金	231,030
歳 入	1 療 養 給 付 費 等 交 付 金	59,404,167
	2 前 期 高 齢 者 交 付 金	58,707,261
	3 共 同 事 業 交 付 金	123,543
	合 計	161,316,831
	歳 出	
1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	款 項	額
	1 国 民 健 康 保 険 事 業 費	161,316,831
歳 出	合 計	161,316,831

平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ280,808千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 諸 収 入		千円 268,985
	1 預 金 利 子	44
	2 貸 付 金 元 利 収 入	268,924
	3 雑 入	17
5 繰 入 金		11,823
	1 一 般 会 計 繰 入 金	11,823
歳 入	合 計	280,808

歳 出	款	項	金 額
1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		千円 280,808
	1	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	280,808
歳	出	合 計	280,808

平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算

平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,970,148千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		127,459
	1 負 担 金	127,459
2 使 用 料 及 び 手 数 料		693,114
	1 使 用 料	685,099
	2 手 数 料	8,015

3 繰 入 金		1,121,676
4 諸 収 入	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,121,676
	1 雑 入	13,295
6 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金	14,604
歳 入 合 計		1,970,148

歳 出	項 目	金 額
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	1,970,148 千円
歳 出 合 計		1,970,148

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
三重県立子ども心身発達医療センター放射線機器保守業務に係る契約	平成31年度～平成33年度		17,117 千円

平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算

平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,087千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 繰 入 金		千円 98
	1 一 般 会 計 繰 入 金	98
2 繰 越 金		35,446
	1 繰 越 金	35,446
3 諸 収 入		54,543
	1 預 金 利 子	19
	2 貸 付 金 元 利 収 入	51,425
	3 雑 入	3,099
歳 入	合 計	90,087

歳 出	款	項	金 額
1	就農施設等資金貸付事業費		千円 90,087
	1	就農施設等資金貸付事業費	90,087
歳	出	合 計	90,087

平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算

平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ163,948千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円 1,925
	1 使用料	1,925
3 繰入金		134,308
	1 一般会計繰入金	134,308
5 諸収入		16,715
	1 雑入	16,715

6 県	債		11,000
		1 県	債 11,000
	歳 入	合 計	163,948

歳 出

	款	項	金 額
1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費			千円 163,948
	1 地 方 卸 売 市 場 事 業 費		163,948
歳 出	合 計		163,948

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
市場施設維持管理費	11,000 千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
計	11,000			

平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算

平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ666,840千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		千円 845
	1 一 般 会 計 繰 入 金	845
2 繰 越 金		266,537
	1 繰 越 金	266,537

3 諸	収 入		268,133
	1 預	金 利 子	93
	2 貸	付 金 元 利 収 入	267,920
	3 雑	入	120
4 県	債		131,325
	1 県	債	131,325
歳 入 合 計			666,840

歳 出

	款	項	金 額
1 林業改善資金貸付事業費			千円 666,840
	1 林業改善資金貸付事業費		666,840
歳 出 合 計			666,840

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金貸付金	千円 131,325	普通貸借又は証券発行。	% 1.0以内	資金借入については、定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することができるものとする。
計	131,325			

平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算

平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ302,578千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 859
	1 一 般 会 計 繰 入 金	859
3 繰 越 金		278,560
	1 繰 越 金	278,560
4 諸 収 入		23,159
	1 預 金 利 子	141
	2 貸 付 金 元 利 収 入	22,608
	3 雑 入	410

歳 入		合 計	302,578
歳 出			
款	項	金 額	千円
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費			302,578
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		302,578
歳 出	合 計		302,578

平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算

平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ360,802千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
2 繰 入 金		千円 29,337
	1 一 般 会 計 繰 入 金	29,337
3 繰 越 金		20,357
	1 繰 越 金	20,357
4 諸 収 入		311,108
	1 預 金 利 子	259
	2 貸 付 金 元 利 収 入	263,565
	3 雑 入	47,284
	歳 入 合 計	360,802

歳 出	款	項	金 額
1	中小企業者等支援資金貸付事業費		千円 360,802
	1	中小企業者等支援資金貸付事業費	360,802
	歳 出	合 計	360,802

平成30年度三重県港湾整備事業特別会計予算

平成30年度三重県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ166,411千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 45,180
	1 使用料	45,180
2 繰越金		1
	1 繰越金	1
3 諸収入		28,110
	1 雑収入	28,110
9 繰入金		88,120

	1 一 般 会 計 繰 入 金	88,120
10 県 債		5,000
	1 県 債	5,000
歳 入	合 計	166,411
歳 出		
	項 目	金 額
1 港 湾 整 備 事 業 費		166,411 千円
	1 港 湾 整 備 事 業 費	166,411
歳 出	合 計	166,411

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 5,000	普通貸借又は証券発行。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換ええることができるものとする。
計	5,000			

平成30年度三重県流域下水道事業特別会計予算

平成30年度三重県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,980,906千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。
(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地 方 債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		千円 6,983,115
	1 負 担 金	6,983,115
2 使 用 料 及 び 手 数 料		5,380
	1 使 用 料	5,380

3 国 庫 支 出 金		2,739,000
4 繰 入 金	2 国 庫 補 助 金	2,739,000
5 繰 越 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,603,974
6 諸 収 入	1 繰 越 金	8
7 県 債	2 雑 入	229
	1 県 債	1,649,200
	3 資 本 費 平 準 化 債	1,305,200
	歳 入 合 計	13,980,906

歳 出	項 目	金 額
1 流 域 下 水 道 事 業 費		千円 13,980,906
	1 流 域 下 水 道 事 業 費	13,980,906

歳	出	合	計	13,980,906
---	---	---	---	------------

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
流域下水道施設の指定管理に係る協定		平成30年度	～平成35年度			千円 31,355,144
下水道事業（北勢沿岸流域下水道ほか2流域下水道）に係る契約		平成31年度	～平成33年度			6,582,500

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 1,305,200	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合 により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換 えることができるものとする。
資本費平準化債	344,000	〃	〃	〃
計	1,649,200			

平成30年度三重県水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度三重県水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 区 域	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、鳥羽市、志摩市、桑名郡、三重郡、多気郡、度会郡玉城町及び度会町
(2) 年 間 総 給 水 量	71,146,530 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	194,922 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	業務設備及び改良事業 事業費 64,066 千円 北勢水道改良事業 事業費 2,520,992 千円 中勢水道改良事業 事業費 383,825 千円 南勢水道改良事業 事業費 617,564 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 水道事業収益	9,462,457 千円	収 入
第1項 営業収益	8,617,390 千円	
第2項 営業外収益	845,067 千円	
第1款 水道事業費用	9,183,335 千円	支 出
第1項 営業費用	8,558,506 千円	

第2項 営業外費用 622,829千円
 第3項 予備費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,719,389千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額267,921千円及び過年度分損益勘定留保資金5,451,468千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 296,888千円
 第1項 補助金 57,934千円
 第2項 出資金 138,954千円
 第3項 長期貸付金償還金 100,000千円

支 出

第1款 資本的支出 6,016,277千円
 第1項 建設改良費 3,638,857千円
 第2項 償還金 2,377,420千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
機械設備取替工事に係る契約	平成30年度から平成31年度	221,400千円
電気設備改良工事に係る契約	平成30年度から平成31年度	1,022,436千円
沈殿池等築造工事に係る契約	平成31年度から平成32年度	2,205,000千円
浄水場等設備点検工事等に係る契約	平成31年度から平成34年度	992,539千円
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成31年度から平成35年度	8,591千円
行政事務用機器賃借に係る契約	平成31年度から平成35年度	3,858千円
原水水質調査業務委託に係る契約	平成30年度から平成31年度	28,080千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 職員給与と費

(2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与と費 896,363千円

(2) 交際費 25千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、110,195千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、11,000千円と定める。

平成30年度三重県工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成30年度三重県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水会社数	90社		
(2) 年間総給水量	208,316,250m ³		
(3) 一日平均給水量	570,729m ³		
(4) 主要な建設改良事業	業務設備及び改良事業	事業費	66,611千円
	北伊勢工業用水道改良事業	事業費	6,583,560千円
	松阪工業用水道改良事業	事業費	320,677千円
	中伊勢工業用水道改良事業	事業費	103,682千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 工業用水道事業収益	6,183,811千円	収入
第1項 営業収益	5,627,026千円	
第2項 営業外収益	556,785千円	
第1款 工業用水道事業費用	5,988,605千円	支出
第1項 営業費用	5,553,057千円	
第2項 営業外費用	433,548千円	
第3項 予備費	2,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,181,076千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額516,771千円及び過年度分損益勘定留保資金3,664,305千円で補てんするものとする。）。

収 入		支 出		限 度 額
第1款 資本的収入	4,337,724千円	第1款 資本的支出	8,518,800千円	
第1項 企業債	3,680,000千円	第1項 建設改良費	7,252,894千円	
第2項 補助金	334,400千円	第2項 償還金	1,265,906千円	
第3項 出資金	298,364千円			
第4項 負担金	24,960千円			

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水池築造工事等に係る契約	平成31年度から平成32年度	1,507,680千円
配水管布設工事等に係る契約	平成31年度	439,520千円
浄水場等電気機械設備等設置工事に係る契約	平成30年度から平成31年度	889,488千円
取水所施設解体工事に係る契約	平成30年度から平成31年度	86,400千円
取水所機械設備等取替工事に係る契約	平成31年度	73,147千円
浄水場等設備点検工事等に係る契約	平成31年度から平成34年度	65,788千円
行政事務用機器賃借に係る契約	平成31年度から平成35年度	898千円
施設設備保全業務委託等に係る契約	平成31年度から平成35年度	6,231千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 北伊勢工業用水道改良事業	3,441,000千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
(2) 松阪工業用水道改良事業	196,000千円	"	"	"
(3) 中伊勢工業用水道改良事業	43,000千円	"	"	"

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 593,943千円
- (2) 交際費 18千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,820千円である。

(たな卸資産購入限度額)
第11条 たな卸資産の購入限度額は、9,000千円と定める。

平成30年度三重県電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度三重県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 43,109,279kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収入	支出
第1款 電気事業収益	1,359,543千円	
第1項 営業収益	1,315,325千円	
第2項 営業外収益	44,218千円	
第1款 電気事業費用		2,649,104千円
第1項 営業費用		2,549,941千円
第2項 営業外費用		25,767千円
第3項 特別損失		71,396千円
第4項 予備費		2,000千円

(債務負担行為)

第4条 債務負担行為をすることができ得る事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
R D F 焼却・発電施設定期点検整備業務に係る契約	平成30年度から平成31年度	954,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 職員給与費
- (2) 消費税及び地方消費税

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 198,252 千円
- (2) 交際費 30 千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、720 千円である。

平成30年度三重県病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成30年度三重県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数	770床
一 一般病床	282床
精神病床	448床
療養病床	40床
(2) 年間患者数	212,049人
入院	167,652人
外来	
(3) 一日平均患者数	
入院	581人
外来	687人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

第1款 病院事業収益	5,320,584千円	入
第1項 医療収益	3,003,439千円	
第2項 医療外収益	2,317,145千円	

	支	出
第1款 病院事業費用		5,367,286千円
第1項 医療費用		5,190,436千円
第2項 医療外費用		176,850千円
(資本的収入及び支出)		
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額382,306千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,770千円及び過年度分損益勘定留保資金380,536千円で補てんするものとする。）。		
	支	入
第1款 資本的収入		1,510,317千円
第1項 企業債		535,800千円
第2項 県費負担金		372,117千円
第3項 固定資産売却代金		2,400千円
第4項 短期貸付金返還金		600,000千円
	支	出
第1款 資本的支出		1,892,623千円
第1項 建設改良費		550,785千円
第2項 企業債償還金		648,238千円
第3項 長期借入金償還金		90,000千円
第4項 長期貸付金		3,600千円
第5項 短期貸付金		600,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	契 約	期 間	限 度 額	利 率	償 還 の 方 法
医療機器保守業務委託に係る契約	平成31年度から平成35年度まで	20,528千円			
地下水給水システム貸借に係る契約	平成31年度から平成35年度まで	18,570千円			

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院施設及び設備整備事業	535,800千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれ起債限度額とすることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,800,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 材料費に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
- (2) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
- (3) 消費税雑損失に不足が生じた場合における医薬費用及び医薬外費用の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,925,037千円
(2) 交際費	73千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、152,575千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、136,299千円と定める。

平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）

平成 29 年度三重県一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。
(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,292,069 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 729,552,116 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
(繰越明許費の補正)

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。
(債務負担行為の補正)

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表債務負担行為補正」による。
(地方債の補正)

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		239,381,000 千円	1,412,000 千円	240,793,000 千円
	1 県 民 税	78,179,000	1,712,000	79,891,000
	3 地 方 消 費 税	48,535,000	△350,000	48,185,000
	6 ゴ ー ル フ 場 利 用 税	1,780,000	△71,000	1,709,000
	10 自 動 車 取 得 税	3,513,000	△12,000	3,501,000
	11 軽 油 引 取 税	21,259,000	133,000	21,392,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金		62,781,000	△169,000	62,612,000
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	62,781,000	△169,000	62,612,000
3 地 方 譲 与 税		31,675,000	△2,280,000	29,395,000
	3 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	28,547,000	△2,280,000	26,267,000
7 分 担 金 及 び 負 担 金		1,964,914	143,157	2,108,071
	1 分 担 金	334,881	28,798	363,679

	2 負 担 金	1,630,033	114,359	1,744,392
8 使用料及び手数料		9,455,272	△80,248	9,375,024
	1 使 用 料	6,375,301	△83,765	6,291,536
	2 手 数 料	3,079,971	3,517	3,083,488
9 国 庫 支 出 金		84,668,876	△944,365	83,724,511
	1 国 庫 負 担 金	50,617,687	△659,902	49,957,785
	2 国 庫 補 助 金	31,984,262	△205,030	31,779,232
	3 委 託 金	2,066,927	△79,433	1,987,494
10 財 産 収 入		1,927,902	△151,175	1,776,727
	1 財 産 運 用 収 入	566,341	4,738	571,079
	2 財 産 売 払 収 入	1,361,561	△155,913	1,205,648
11 寄 附 附 金		22,441	21,396	43,837
	1 寄 附 附 金	22,441	21,396	43,837
12 繰 入 金		17,993,466	△527,035	17,466,431
	1 特 別 会 計 繰 入 金	217,234	△22,532	194,702

	2 基金繰入金	17,776,232	△504,503	17,271,729
14 諸 収 入		16,027,829	△720,946	15,306,883
	1 延滞金、加算金及び過料等	400,474	△49,333	351,141
	2 県預金利子	14,537	△5,706	8,831
	4 貸付金元利収入	5,180,815	△73,603	5,107,212
	5 受託事業収入	2,238,034	△572,159	1,665,875
	6 収益事業収入	4,757,941	△359,119	4,398,822
	7 利子割精算金収入	5,200	△5,100	100
	8 雑入	2,840,828	344,074	3,184,902
15 県 債		125,791,853	△995,853	124,796,000
	1 県債	125,791,853	△995,853	124,796,000
	歳入合計	733,844,185	△4,292,069	729,552,116

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,484,020 千円	△19,916 千円	1,464,104 千円
	1 議 会 費	1,484,020	△19,916	1,464,104
2 総 務 費		40,022,354	△1,007,358	39,014,996
	1 総 務 管 理 費	9,235,490	△435,651	8,799,839
	2 企 画 費	1,194,304	△12,967	1,181,337
	3 統 計 調 査 費	400,211	△2,649	397,562
	4 徴 税 費	7,994,248	△279,206	7,715,042
	5 生 活 文 化 費	4,075,659	△15,910	4,059,749
	6 地 域 振 興 費	7,724,953	△251,616	7,473,337
	7 選 挙 費	1,079,748	△17,654	1,062,094
	8 防 災 費	1,967,054	△41,325	1,925,729
	9 人 事 委 員 会 費	118,499	△765	117,734
	10 監 査 委 員 費	240,248	△1,900	238,348

	12	スポーツ推進費	5,991,940	52,285	6,044,225
3	民	費	105,926,262	1,407,075	107,333,337
	1	社会福祉費	83,749,612	879,451	84,629,063
	2	児童福祉費	19,236,744	383,035	19,619,779
	3	生活保護費	2,679,261	118,544	2,797,805
	4	災害救助費	260,645	26,045	286,690
4	衛	費	31,131,333	△445,905	30,685,428
	1	公衆衛生費	12,701,035	27,365	12,728,400
	2	環境衛生費	96,519	1,688	98,207
	3	保健所費	60,861	△1,900	58,961
	4	医薬費	5,981,942	△246,161	5,735,781
	5	病院費	4,767,315	89,824	4,857,139
	6	環境保全費	7,523,661	△316,721	7,206,940
5	労	費	2,329,321	△60,707	2,268,614
	1	労政費	1,522,043	△39,454	1,482,589

	2 職業訓練費	706,645	△21,834	684,811
	3 労働委員会費	100,633	581	101,214
6 農林水産業費		33,258,381	141,078	33,399,459
	1 農業費	10,755,791	△288,648	10,467,143
	2 畜産業費	742,536	6,124	748,660
	3 農地費	10,597,671	713,583	11,311,254
	4 林業費	8,207,390	△28,418	8,178,972
7 商工業費	5 水産業費	2,954,993	△261,563	2,693,430
	1 商工業費	10,758,522	△141,843	10,616,679
8 土木費		10,758,522	△141,843	10,616,679
		78,431,673	△2,845,668	75,586,005
	1 土木管理費	18,478,296	△297,730	18,180,566
	2 道路橋りょう費	35,980,974	△1,954,671	34,026,303
	3 河川海岸費	15,086,160	△353,959	14,732,201
	4 港湾費	3,500,145	△112,464	3,387,681

	5 都 市 計 画 費	4, 423, 267	△99, 237	4, 324, 030
	6 住 宅 費	962, 831	△27, 607	935, 224
9 警 察 費		38, 494, 575	△305, 163	38, 189, 412
	1 警 察 管 理 費	35, 550, 233	△210, 508	35, 339, 725
	2 警 察 活 動 費	2, 944, 342	△94, 655	2, 849, 687
10 教 育 費		169, 968, 137	△1, 111, 892	168, 856, 245
	1 教 育 総 務 費	25, 164, 855	△220, 269	24, 944, 586
	2 小 学 校 費	55, 743, 288	△248, 161	55, 495, 127
	3 中 学 校 費	31, 457, 960	△120, 843	31, 337, 117
	4 高 等 学 校 費	34, 892, 983	△95, 721	34, 797, 262
	5 特 別 支 援 学 校 費	12, 960, 125	△253, 594	12, 706, 531
	6 社 会 教 育 費	398, 656	△20, 604	378, 052
	7 保 健 体 育 費	523, 043	20, 883	543, 926
	8 私 学 振 興 費	6, 914, 241	△139, 850	6, 774, 391
	9 私 立 幼 稚 園 費	1, 912, 986	△33, 733	1, 879, 253

11	災 害 復 旧 費		14,656,181	△609,670	14,046,511
	1	農林水産施設災害復旧費	2,330,920	△721,243	1,609,677
	2	土木施設災害復旧費	12,164,974	112,525	12,277,499
	4	教育施設災害復旧費	109,334	△3,453	105,881
	5	社会福祉施設等災害復旧費	45,953	△25,169	20,784
	6	鉄道施設災害復旧費	-	27,670	27,670
12	公 債 費		120,629,293	△34,844	120,594,449
	1	公 債 費	120,629,293	△34,844	120,594,449
13	諸 支 出 金		86,704,133	742,744	87,446,877
	1	地方消費税清算金	48,691,585	△54,974	48,636,611
	2	利子割交付金	654,359	△30,025	624,334
	3	配当割交付金	1,787,514	△280,026	1,507,488
	4	株式等譲渡所得割交付金	238,788	1,251,476	1,490,264
	5	地方消費税交付金	31,723,472	△84,463	31,639,009
	6	ゴルフ場利用税交付金	1,247,695	△50,766	1,196,929

	7 自動車取得税交付金	2,360,420	△8,278	2,352,142
	8 利子割精算金	300	△200	100
歳 出 合 計		733,844,185	△4,292,069	729,552,116

第2表 繰越明許費補正
追 加

款	項	事業名	金額
3 民生費	1 社会福祉	県立障がい児(者)福祉施設等事業費	20,484
	2 児童福祉	保育所事業費	3,461
4 衛生費			17,023
			366,865
	1 公衆衛生	がん対策推進費	17,840
6 農林水産業費	6 環境保全	環境修復事業費	286,724
		水道指導監督費	62,301
			1,578,725
	1 農業	農産物の生産振興事業費	60,000
2 畜産		獣害につよい地域づくり推進事業費	24,000
		高収益型畜産連携体育成事業費	308,918
	3 農地	県単土地基盤整備事業費	8,169
		地すべり対策事業費	21,000

	海岸保全施設整備事業費	128,300
	県営中山間地域総合整備事業費	127,470
	団体営農業集落排水整備促進事業費	93,065
	県営農村振興総合整備事業費	10,500
	命と暮らしを守る農道保全対策事業費	23,310
4 林業費	林業・木材産業構造改革事業費	70,000
	森林整備加速化・林業再生基金事業費	15,100
	造林事業費	250,000
	県単造林事業費	12,000
	災害に強い森林づくり推進事業費	125,801
	低コスト造林推進事業費	45,000
	林道事業費	74,300
	県単林道事業費	3,049
	森林環境創造成果事業費	43,800
	強い水産業づくり施設整備事業費	17,000
5 水産業費		

	県単 漁港改良事業費	16,300
	漁港・海岸維持修繕事業費	9,000
	市町営農山漁村地域整備事業費 (水産基盤整備)	59,068
	県営漁港施設機能強化事業費	8,300
	海女漁業等環境基盤整備事業費	25,275
8 土		4,711,104
	公共土木施設維持管理費	2,704,593
	県単災害関連推進事業費	130,000
	建築基準法施行費	6,761
	道路調査費	12,510
	国補道路交通調査費	44,310
	高速道路関連施設整備対策事業費	53,580
	県単道路交通安全対策費	106,320
	県単災害防除施設費	371,462
3 河	河川調査費	4,000
1 土	土木管理費	
2 道	道路橋りょう費	
3 河	河川海岸費	

	治水ダム建設事業費	563,000
	県単急傾斜地崩壊対策費	75,800
	井田海岸緊急保全事業費	16,100
	国補海岸災害関連連事業費	23,550
	国補港湾災害関連連事業費	83,568
	都市計画策定事業費	54,621
	土地区画整理交付金事業費	52,269
	県単街路事業費	4,020
	街路整備交付金事業費	370,050
	地方道路整備（街路）事業費	5,740
	県単公園維持管理費	18,820
	都市公園安全対策事業費	10,030
10 教 育 費		8,671
6 社 会 教 育 費	文 化 財 管 理 費	1,407
9 私 立 幼 稚 園 費	私 立 幼 稚 園 振 興 費	7,264

11 災 害 復 旧 費			1,932,192
	1 農林水産施設災害復旧費	林道施設災害復旧事業費	404,124
		県営海岸保全施設等災害復旧事業費	26,750
	2 土木施設災害復旧費	平成28年災害土木(建設)復旧費	205,000
		平成28年県単災害土木復旧費	933,622
		平成29年県単災害土木復旧費	335,026
	6 鉄道施設災害復旧費	鉄道施設災害復旧費	27,670
合	計		8,618,041

変 更

款	項	補 正		前		補 正	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
2 総 務 費			29,250		29,250		91,701
	6 地 域 振 興 費	県土基礎調査推進事業費		県土基礎調査推進事業費			91,701
3 民 生 費			32,000		32,000		400,847
	1 社 会 福 祉 費	介護基盤整備関係事業費		介護基盤整備関係事業費			400,847
6 農 林 水 産 業 費			6,023,500		6,023,500		8,731,526
	3 農 地 費	県営かんがい排水事業費		県営かんがい排水事業費			1,427,246
			147,000		147,000		236,850
			1,100,277		1,100,277		2,028,509
			110,780		110,780		272,870
			113,200		113,200		218,200
			851,800		851,800		919,060
			583,700		583,700		965,403
	4 林 業 費	県単治山事業費		576,623	県単治山事業費		1,110,694

8 土 木 費	5 水 産 業 費	県営水産物供給事業費	172,200	県営水産物供給事業費	233,617
		市町営水産物供給事業費	152,000	市町営水産物供給事業費	185,183
		県営受託漁港事業費	226,600	県営受託漁港事業費	242,370
		県営水産物生産事業費	31,000	県営水産物生産事業費	267,000
			8,227,243		19,978,407
		2 道路橋りょう費	1,907,500	道路維持交付金事業費	3,358,201
			1,770,000	国補道路改築費	1,376,300
			20,000	県単道路改築費	130,017
			566,450	道路整備交付金事業費	4,563,437
			120,000	地方道路整備事業費	1,810,777
		3 河川海岸費	13,350	宮川堰堤維持費	36,750
			2,150	君ヶ野堰堤維持費	36,700
			92,940	県単河川局部改良費	372,210
			2,059,100	河川整備交付金事業費	3,539,470
	5,400	砂防調査費	9,189		

	県単通常砂防費	33,400	県単通常砂防費	46,250
	県単緊急傾斜地災害緊急対策事業費	245,000	県単緊急傾斜地災害緊急対策事業費	382,061
	砂防整備交付金事業費	424,500	砂防整備交付金事業費	2,049,122
	県単海岸局部改良費	172,000	県単海岸局部改良費	307,930
	海岸高潮対策(海岸)費	156,000	海岸高潮対策(海岸)費	592,880
	国補港湾改修費	162,750	国補港湾改修費	310,100
	県単港湾改修費	62,060	県単港湾改修費	70,220
	海岸浸食対策(港湾)費	154,000	海岸浸食対策(港湾)費	374,020
	海岸高潮対策(港湾)費	21,000	海岸高潮対策(港湾)費	138,720
	国補街路事業費	65,583	国補街路事業費	237,363
	無電柱化推進事業費	47,250	無電柱化推進事業費	98,760
	国補公園事業費	105,000	国補公園事業費	107,010
	都市公園等一体整備促進事業費	20,010	都市公園等一体整備促進事業費	29,120
10 教 育 費		315,724		324,341
	4 高 等 学 校 費	305,726	校舎その他建築費	314,343

11 災害復旧費	農林水産施設 災害復旧費		6,302,456			7,766,598
	1	治山施設災害復旧事業費	63,000		治山施設災害復旧事業費	92,970
	2	平成29年災害土木 （建設）復旧費	5,356,828		平成29年災害土木 （建設）復旧費	6,791,000
合	計		21,074,242			37,429,329

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
震度情報ネットワークシステム保守点検業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		2,740 千円
防災施設の自家用電気工作物保安管理業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		392
中継所局舎等に係る賃借契約	平成29年度～平成30年度		32,648
インターネット接続用機器の運用保守に係る契約	平成29年度～平成32年度		672
援護システム運用支援業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		1,110
生活保護等版医療レセプト管理システム保守・運用管理業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		319
生活保護システム保守・運用管理業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		1,943
三重県福祉人材センター運営事業委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		4,990
指定事業者台帳管理システム保守委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		594
指定事業者同報メール配信システム保守点検に係る契約	平成29年度～平成30年度		648
三重県障害者手帳交付システム保守運用サポート業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		1,646
精神保健業務管理システム使用保守業務に係る契約	平成29年度～平成30年度		1,128

高齢者・障害者住宅整備資金貸付金償還事務システムサポート委託に係る契約	平成29年度～平成30年度	65
三重県障害福祉サービス指定事業者等管理システム保守運用管理業務委託に係る契約	平成29年度～平成32年度	2,866
知的障害者相談支援システム運用保守業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度	260
広域災害救急医療情報システム業務利用委託に係る契約	平成29年度～平成30年度	5,184
三重県広域災害・救急医療情報システム運営事業委託に係る契約	平成29年度～平成30年度	112,380
救急医療情報システム構築及び運用・保守業務委託（音声案内サービス分）に係る契約	平成29年度～平成35年度	14,448
児童相談所児童記録システム保守管理業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度	2,200
三重県情報ネットワーク等におけるデータセンターの使用に係る契約	平成29年度～平成30年度	56,901
住民基本台帳ネットワークシステム県内ネットワーク監視及び保守委託契約	平成29年度～平成30年度	21,119
住民基本台帳ネットワークシステム都道府県サーバ集約センター運用監視等委託契約	平成29年度～平成30年度	9,155
航空気象情報提供に係る契約	平成29年度～平成30年度	1,264
交通環境整備事業貸借に係る契約	平成29年度～平成30年度	196

変更

事 項	補 正		前		補 正		後	
	期 間	限 度	期 間	限 度	期 間	限 度	期 間	限 度
首都圏営業拠点施設賃借費	平成29年度～平成34年度		平成29年度～平成34年度	344,565 千円	平成29年度～平成34年度		平成29年度～平成34年度	397,739 千円

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
伊賀鉄道災害復旧費 支	千円 27,000	普通貸借又は証券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む)。その 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるため 必要金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額と することができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換ええることができるものとする。
計	27,000			

変 更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	利率	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
総務事務費	15,000	千円	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な起債限度額に計算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその融資条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	8.5以内	13,000	千円	普通貸借又は証券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む）。発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な起債限度額に計算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその融資条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることとする。	
県庁舎等維持修繕費	471,000		"	"	"	"	444,000		"	"	"	"
電算管理費	80,000		"	"	"	"	66,000		"	"	"	"
特定振興地域推進事業費	69,000		"	"	"	"	67,000		"	"	"	"
電子県庁総合システム運用管理費	51,000		"	"	"	"	50,000		"	"	"	"
鉄道利便性・安全性確保等対策事業費	149,000		"	"	"	"	148,000		"	"	"	"

広域防災拠点施設整備事業費	108,000	"	"	"	"	81,000	"	"	"
防災ヘリコプター運航管理費	35,000	"	"	"	"	30,000	"	"	"
県営ライフル射撃場事業費	211,000	"	"	"	"	205,000	"	"	"
三重交通Gスポーツの社費	3,418,000	"	"	"	"	3,541,000	"	"	"
三重交通Gスポーツの社費	97,000	"	"	"	"	53,000	"	"	"
鈴鹿公共交通バリアフリー促進事業費	20,000	"	"	"	"	8,000	"	"	"
三重県子ども心身発達医療センター整備事業費	416,000	"	"	"	"	355,000	"	"	"
災害医療救助対策事業費	14,853	"	"	"	"	-	"	"	"
環境修復事業費	2,709,000	"	"	"	"	2,553,000	"	"	"
大気テレメータ維持管理費	13,000	"	"	"	"	11,000	"	"	"
水道事業会計支出金	254,000	"	"	"	"	242,000	"	"	"
土地改良費	1,069,000	"	"	"	"	1,274,000	"	"	"
農地防災事業費	815,000	"	"	"	"	901,000	"	"	"
林道費	138,000	"	"	"	"	133,000	"	"	"
治山費	3,037,000	"	"	"	"	3,033,000	"	"	"

水産基盤整備費	569,000	"	"	"	"	554,000	"	"	"
県営サンアリーナ環境整備費	76,000	"	"	"	"	73,000	"	"	"
公共事業関係システム事業費	167,000	"	"	"	"	166,000	"	"	"
公共土木施設維持費	5,348,000	"	"	"	"	5,352,000	"	"	"
道路橋りょう保全費	3,153,000	"	"	"	"	3,124,000	"	"	"
道路橋りょう新設改良費	21,647,000	"	"	"	"	20,302,000	"	"	"
河川改良費	5,497,000	"	"	"	"	5,512,000	"	"	"
砂防費	1,974,000	"	"	"	"	1,948,000	"	"	"
海岸保全費	1,122,000	"	"	"	"	1,094,000	"	"	"
港湾建設費	1,175,000	"	"	"	"	1,094,000	"	"	"
公園費	289,000	"	"	"	"	253,000	"	"	"
交通安全施設整備費	855,000	"	"	"	"	767,000	"	"	"
高等学校建設費	764,000	"	"	"	"	747,000	"	"	"
特別支援学校スクールバス整備事業費	42,000	"	"	"	"	36,000	"	"	"
特別支援学校建設費	808,000	"	"	"	"	742,000	"	"	"

熊野少年自然の家費	1,000	"	"	"	-	"	"	"	"
漁港災害復旧費	93,000	"	"	"	-	"	"	"	"
海岸災害復旧費	42,000	"	"	"	13,000	"	"	"	"
平成29年災害土木復旧費	3,964,000	"	"	"	4,065,000	"	"	"	"
社会福祉施設等災害復旧費 対策事業	15,000	"	"	"	6,000	"	"	"	"
退職手当債	5,700,000	"	"	"	4,400,000	"	"	"	"
減収補てん債	7,807,000	"	"	"	9,819,000	"	"	"	"
計	125,791,853				124,769,000				

平成29年度三重県債管理特別会計補正予算（第3号）

平成29年度三重県債管理特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,953千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181,239,182千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入 金		千円 120,473,669	千円 —	千円 120,473,669
	1 一般会計繰入金	120,364,109	△5,953	120,358,156
2 財産 収入	2 基金繰入金	109,560	5,953	115,513
	1 財産運用収入	259,560	5,953	265,513
歳入	合 計	181,233,229	5,953	181,239,182

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公債費		千円 181,233,229	千円 5,953	千円 181,239,182
	1 公債費	181,233,229	5,953	181,239,182
歳出	合計	181,233,229	5,953	181,239,182

平成 29 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 44 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 408,775 千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 諸 収 入		千円 263,076	千円 △44	千円 263,032
	1 預 金 利 子	65	△44	21
歳 入	合 計	408,819	△44	408,775

歳 出

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費		千円 408,819	千円 △44	千円 408,775
	1 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費	408,819	△44	408,775
歳 出	合 計	408,819	△44	408,775

平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第3号）

平成29年度三重県立小児心療センターあすなろ学園事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,470千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入 金		千円 44,143	千円 4	千円 44,147
	1 一般会計繰入金	44,143	4	44,147
歳 入	合 計	140,466	4	140,470

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 あすなろ学園事業費		千円 140,466	千円 4	千円 140,470
	1 あすなろ学園事業費	140,466	4	140,470
歳 出	合 計	140,466	4	140,470

平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第4号）

平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計（第4号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17,572千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,688,807千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 100,563	千円 △4,675	千円 95,888
	1 負担金	100,563	△4,675	95,888
2 使用料及び手数料		618,806	△76,076	542,730
	1 使用料	612,411	△76,527	535,884
	2 手数料	6,395	451	6,846

3 繰 入 金		963,511	64,356	1,027,867
	1 一 般 会 計 繰 入 金	963,511	64,356	1,027,867
4 諸 収 入		10,134	△1,177	8,957
	1 雑 入	10,134	△1,177	8,957
歳 入 合 計		1,706,379	△17,572	1,688,807

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費		千円 1,706,379	千円 △17,572	千円 1,688,807
	1 子 ども 心 身 発 達 医 療 セ ン タ ー 費	1,706,379	△17,572	1,688,807
歳 出 合 計		1,706,379	△17,572	1,688,807

第2表 債務負担行為補正
追 加

事 項	期 間	限 度	額
三重県立子ども心身発達医療センター水道施設技術管理業務委託に係る契約	平成29年度～平成30年度		千円 641

平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

平成29年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ353千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ117,098千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸 収 入		千円 57,305	千円 △353	千円 56,952
	1 預 金 利 子	52	△40	12
	3 雑 入	3,192	△313	2,879
歳 入	合 計	117,451	△353	117,098

歳 出

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 就農施設等資金貸付事業費		千円 117,451	千円 △353	千円 117,098
	1 就農施設等資金貸付事業費	117,451	△353	117,098
歳 出 合 計	計	117,451	△353	117,098

平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）

- 平成29年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ20,409千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ258,534千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 （地方債の補正）
 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
3 繰 入 金		千円 141,075	千円 △1,434	千円 139,641
	1 一 般 会 計 繰 入 金	141,075	△1,434	139,641
5 諸 収 入		16,604	25	16,629
	1 雑 入	16,604	25	16,629

6 県	債		118,000	△19,000	99,000
		債	118,000	△19,000	99,000
	入	計	278,943	△20,409	258,534

歳 出

1 地方卸売市場事業費	款	項	補正前の額 千円 278,943	補正額 千円 △20,409	計 千円 258,534
		1 地方卸売市場事業費	278,943	△20,409	258,534
	出	計	278,943	△20,409	258,534

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市場施設維持管理費	千円 118,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 99,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 99,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とすることができる。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。
計	118,000				99,000				99,000			

平成 29 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成 29 年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 196,388 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 814,515 千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)
 第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 繰 入 金		千円 713	千円 △15	千円 698
	1 一 般 会 計 繰 入 金	713	△15	698
2 繰 越 金		515,155	△2	515,153
	1 繰 越 金	515,155	△2	515,153
3 諸 収 入		329,431	△128,737	200,694
	1 預 金 利 子	158	△118	40
	2 貸 付 金 元 利 収 入	329,153	△134,068	195,085

	3 雑	入	120	5,449	5,569
4 県	債		163,265	△67,634	95,631
	1 県	債	163,265	△67,634	95,631
歳	入	合 計	1,010,903	△196,388	814,515

歳 出

歳	款	項	補正前の額	補正額	計
1	林業改善資金貸付事業費		千円 1,010,903	千円 △196,388	千円 814,515
		1 林業改善資金貸付事業費	1,010,903	△196,388	814,515
歳	出	合 計	1,010,903	△196,388	814,515

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補		正		前		補		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
木材産業等高度化推進資金貸付金	千円 163,265	普通貸借又は証券発行	% 1.0以内	資金借入については、定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することができるとする。	千円 95,631	普通貸借又は証券発行	% 1.0以内	資金借入については、定められた償還条件による。ただし、県財政の都合により繰上償還することができるとする。				
計	163,265				95,631							

平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ331,320千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 諸 収 入		千円 23,614	千円 △98	千円 23,516
	1 預 金 利 子	152	△98	54
歳 入	合 計	331,418	△98	331,320

歳 出

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		千円 331,418	千円 △98	千円 331,320
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	331,418	△98	331,320
歳 出 合 計	計	331,418	△98	331,320

平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）

平成29年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ79,985千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ445,119千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 （地方債の補正）
 第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入	金	千円 60,562	千円 △16,051	千円 44,511
	1 一般会計繰入金	60,562	△16,051	44,511
4 諸収入		389,914	△57,819	332,095
	1 預金利息	704	△627	77
	2 貸付金元利収入	350,276	△78,809	271,467
5 県債	3 雑入	38,934	21,617	60,551
		35,000	△6,115	28,885

	1 果	債	35,000	△6,115	28,885
歳	入	計	525,104	△79,985	445,119
歳	出				
款	項		補正前の額	補正額	計
1 中小企業者等支援資金貸付事業費			千円 525,104	千円 △79,985	千円 445,119
	1 中小企業者等支援資金貸付事業費		525,104	△79,985	445,119
歳	出	計	525,104	△79,985	445,119

第2表 地方債補正
変更

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率
新設備貸与事業 資金貸付金	千円 35,000	普通貸借	% 0.5以内	千円 28,885	普通貸借	% 0.5以内
計	35,000			28,885		

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の定めるところによる。

独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成14年法律第147号）の定めるところによる。

平成29年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。
 （歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,477千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ167,276千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 （地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		千円 47,085	千円 △4,586	千円 42,499
	1 使用料	47,085	△4,586	42,499
9 繰入金		76,445	1,109	77,554
	1 一般会計繰入金	76,445	1,109	77,554
10 県債		5,000	1,000	6,000
	1 県債	5,000	1,000	6,000
歳入	合計	169,753	△2,477	167,276

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 169,753	千円 △2,477	千円 167,276
	1 港湾整備事業費	169,753	△2,477	167,276
歳 出	合 計	169,753	△2,477	167,276

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補		前		正		後	
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	千円 5,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 6,000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	% 8.5以内	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合はその債権者と協定した融通条件による。ただし、県財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができるものとする。

6,000
5,000
計

平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）

- 平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算の補正)
 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ658,060千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14,699,190千円とする。
 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
 (繰越明許費の補正)
 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。
 (地方債の補正)
 第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		千円 6,982,458	千円 △602,578	千円 6,379,880
	1 負担金	6,982,458	△602,578	6,379,880
2 使用料及び手数料		5,380	216	5,596
	1 使用料	5,380	216	5,596
3 国庫支出金		2,992,560	10,000	3,002,560

	2 国 庫 補 助 金	2,992,560	10,000	3,002,560
4 繰 入 金		2,178,694	△825	2,177,869
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,178,694	△825	2,177,869
6 諸 収 入		161,191	△1,673	159,518
	2 雑 入	41,191	339	41,530
	3 受 託 事 業 収 入	120,000	△2,012	117,988
7 県 債		2,251,200	△63,200	2,188,000
	1 県 債	1,571,200	△63,200	1,508,000
	歳 入 合 計	15,357,250	△658,060	14,699,190

歳 出

	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 流 域 下 水 道 事 業 費	15,357,250 千円	△658,060 千円	14,699,190 千円
	15,357,250	△658,060	14,699,190
歳 出 合 計	15,357,250	△658,060	14,699,190

第2表 繰越明許費補正
追 加 款

款	項	事業名	金額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道事業費	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設費	1,568,022
		県単北勢沿岸流域下水道（北部）建設費	845,590
		国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設費	6,690
		県単北勢沿岸流域下水道（南部）建設費	515,240
		国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設費	4,620
		県単中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設費	14,060
		国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設費	64,884
		県単中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設費	9,720
		国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設費	102,198
		県単中勢沿岸流域下水道（松阪）建設費	5,020
合 計			1,568,022

変更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
1 流域下水道事業費			千円 50,200		千円 1,475,740

1 流域下水道事業費	国補中勢沿岸流域下水道 (志登茂川) 建設費	20, 100	国補中勢沿岸流域下水道 (志登茂川) 建設費	273, 820
	国補宮川流域下水道 (宮川) 建設費	30, 100	国補宮川流域下水道 (宮川) 建設費	1, 201, 920
合 計		50, 200		1, 475, 740

第3表 地方債補正
変更

起債の目的	補 前		正 後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
下水道事業費	千円 1, 571, 200	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。	千円 1, 508, 000	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
計	2, 251, 200		2, 188, 000	

平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）

（総 則）

第1条 平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成29年度三重県水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(4) 主要な建設改良事業	(変更増減)		(計)
	(既決予定)	(変更増減)	
業務設備及び改良事業	108,822千円	△12,026千円	96,796千円
北勢水道改良事業	1,700,435千円	△89,052千円	1,611,383千円
中勢水道改良事業	595,599千円	△80,490千円	515,109千円
南勢水道改良事業	846,263千円	△89,290千円	756,973千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。	(科目目)		(補正予定額)	(計)
	(既決予定額)	入		
第1款 水道事業収益	9,583,902千円	△2,527千円	9,581,375千円	
	第1項 営業収益	2,502千円		
第2項 営業外収益	863,628千円	△5,029千円	858,599千円	
第1款 水道事業費用	9,195,418千円	19,338千円	9,214,756千円	
	第1項 営業費用	△97,456千円		
第2項 営業外費用	689,773千円	116,794千円	806,567千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「5,269,758千円」を「5,021,394千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額246,219千円及び過年度分損益勘定留保資金5,023,539千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額226,109千円及び過年度分損益勘定留保資金4,795,285千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	収入	支出	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	1,030,312千円			△22,494千円	1,007,818千円
第1項 補助金	47,232千円			△11,584千円	35,648千円
第2項 出資金	983,080千円			△11,308千円	971,772千円
第3項 雑収入	—千円			398千円	398千円
第1款 資本的支出		6,300,070千円		△270,858千円	6,029,212千円
第1項 建設改良費		3,304,505千円		△270,858千円	3,033,647千円
(議会)の議決を経なければ流用することのできない経費)					
第5条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。					
(科目)			(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費			969,800千円	△6,124千円	963,676千円
(他会計からの補助金)					
第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「96,904千円」を「87,990千円」に改める。					

平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第4号）

(総 則)

第1条 平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度三重県工業用水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(4) 主要な建設改良事業			
業務設備及び改良事業事業費	348,819千円	△474千円	348,345千円
北伊勢工業用水道改良事業事業費	3,711,222千円	△719,497千円	2,991,725千円
松阪工業用水道改良事業事業費	218,841千円	△21,058千円	197,783千円
中伊勢工業用水道改良事業事業費	16,329千円	4,862千円	21,191千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 工業用水道事業収益			
第1項 営業収益	6,081,277千円	△78,738千円	6,002,539千円
第2項 営業外収益	5,610,845千円	△27,034千円	5,583,811千円
	470,432千円	△51,704千円	418,728千円
第1款 工業用水道事業費用			
第1項 営業費用	5,629,646千円	△131,996千円	5,497,650千円
第2項 営業外費用	5,318,958千円	△131,602千円	5,187,356千円
	308,688千円	△394千円	308,294千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「3,562,303千円」を「3,547,597千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額302,022千円及び過年度分損益勘定留保資金3,260,281千円で補てんするものとする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額270,788千円及び過年度分損益勘定留保資金3,276,809千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	3,016,164千円	△700,000千円	2,316,164千円
第1項 企業債	2,600,000千円	△700,000千円	1,900,000千円
第1款 資本的支出	6,578,467千円	△714,706千円	5,863,761千円
第1項 建設改良費	4,473,061千円	△736,167千円	3,736,894千円
第2項 償還金	2,105,406千円	21,461千円	2,126,867千円
(企業債)			

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

起債の目的	限 度 額	
	(変更前)	(変更後)
北伊勢工業用水道改良事業 (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)	2,600,000千円	1,900,000千円
第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。		
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)
(1) 職員給与費	633,257千円	2,716千円
(他会計からの補助金)		635,973千円

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「2,860千円」を「2,860千円」に改める。

平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。
（業務の予定量）

第2条 平成29年度三重県電気事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

	(既決予定)	(変更増減)	(計)
(1) 年間販売電力量	45,797,660 kWh	1,696,043 kWh	47,493,703 kWh

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	入	出	(補正予定額)
第1款 電気事業収益	1,422,413 千円			29,228 千円
第1項 営業収益	1,374,160 千円			29,237 千円
第2項 営業外収益	48,253 千円			△9 千円
第1款 電気事業費用	2,338,612 千円			△38,208 千円
第1項 営業費用	2,310,746 千円			△38,007 千円
第2項 営業外費用	25,866 千円			△201 千円
（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）				
第4条 予算第8条に定めた経費の金額を、次のように改める。				
(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	
(1) 職員給与費	185,142 千円	28 千円	185,170 千円	

三 冊 滙 公 報

号 外

平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）

(総則)

第1条 平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成29年度三重県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

(2) 年間患者数	(既決予定)		(変更増減)		(計)
	入院	外来	入院	外来	
入院	213,918人	△4,979人	208,939人		
外来	161,713人	△4,365人	157,348人		
(3) 一日平均患者数					
入院	586人	△14人	572人		
外来	663人	△18人	645人		

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)		(補正予定額)		(計)
	収入	支出	収入	支出	
第1款 病院事業収益	5,414,335千円		△48,139千円		5,366,196千円
第1項 医療業収益	2,927,932千円		△133,621千円		2,794,311千円
第2項 医療業外収益	2,486,403千円		85,482千円		2,571,885千円
第1款 病院事業費用	5,328,878千円		30,395千円		5,359,273千円
第1項 医療業費用	5,139,251千円		27,756千円		5,167,007千円

第2項 医業外費用 189,627千円 2,639千円 192,266千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「458,889千円」を「453,040千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額1,633千円及び過年度分損益勘定留保資金457,256千円で補てんする。」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収入調整額1,552千円及び過年度分損益勘定留保資金451,488千円で補てんする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

	(科目目)		(補正予定額)	
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	(計)
第1款 資本的収入	1,525,241千円	△51,759千円	1,473,482千円	
第1項 企業債	484,060千円	△51,660千円	432,400千円	
第2項 県負担金	441,181千円	△99千円	441,082千円	
第1款 資本的支出	1,984,130千円	△57,608千円	1,926,522千円	
第1項 建設改良費	499,524千円	△51,608千円	447,916千円	
第4項 長期貸付金	7,200千円	△6,000千円	1,200千円	

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を、次のように改める。

	(起債の目的)		(計)	
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	(計)
病院施設及び設備整備事業	484,060千円	△51,660千円	432,400千円	

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を、次のように改める。

(1) 職員給与費	(科目目)		(計)	
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	(計)
(他会計からの補助金)	2,802,649千円	△7,157千円	2,795,492千円	

第7条 予算第10条中「165,019千円」を「162,951千円」に改める。

(たな卸資産購入限度額)
第8条 予算第11条中「132,395千円」を「142,465千円」に改める。

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
